



2025 年 5 月 30 日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

退職代行会社から退職通知が届いたら

自分から言い出せないで退職代行を依頼

今年の 1 月 6 日、ある退職代行会社への依頼件数が 256 件と過去最高となったそうです。長い年末年始休業を挟んで、退職の意思を固めた人が集中したのです。求人情報会社の調査では、直近 1 年間に転職した人の 16.6%が退職代行を利用しています。

理由は「引き留められたから」が 4 割で「退職を言い出せる環境でなかった」「退職を伝えた後にトラブルになりそうだから」が上位を占めています。

職種では「営業」「クリエイター・エンジニア」で利用率が高く、全体では約 4 社に 1 社で「代行を利用して退職した人がいた」と回答していて利用者は年々増加傾向です。

退職代行とは タイプ別対応

従業員本人に代わり退職の意思を会社に伝えたり、退職手続きを代行したりするサービスです。退職届を出すのが一般的で、期間の定めのない雇用契約の場合、意思表示が到達してから 2 週間経過すれば雇用契約は終了します。(民法 627 条 1 項)

退職代行の運営タイプもいくつかあります。タイプ別対応は次の通りです。

① 民間業者型

法的な交渉の権限はなく、従業員本人のメッセンジャー役をします。

使者としての伝言なので弁護士法で禁止されている法律事務には該当しません。文書で届くだけでなく電話連絡の場合もあります。これは本人に確認し文書を出すようにしてもらい、退職届も提出してもらいましょう。

② 弁護士型

代理権があるため委任状と要求事項を記した書面が届きます。有給の残日数消化、未払い残業代、退職金支給などが併記されることも多く、弁護士の文書到達で意思表示は完了するので、本人の意思が届いたとされます。会社は代行弁護士が実在しているか確認することも必要でしょう。

③ 労組型

一般的に団体交渉の形式で退職条件を交渉します。本人が組合に依頼することが多いものの、組合に依頼したのか確認することと退職届は出してもらいましょう。

条件が決まれば会社、組合、従業員の三者で合意書を作成します。



代行を利用したい人は 20.1%、30代が 5.3%で最多です